

ペットボトル水平リサイクル事業  
仕様書

令和 6 年 10 月

山形広域環境事務組合



## 1 目的

山形広域環境事務組合（以下、「本組合」という。）では、構成市町内（山形市、上山市、山辺町、中山町）の家庭から排出される使用済みペットボトルは、立谷川リサイクルセンターにて選別・圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）に処理を委託し、再商品化事業者にてリサイクルされているが、利用用途の指定はできないことから、繊維製品やシート等の資源として活用され、その多くは最終的に焼却又は埋立て処理となっている。

本事業では、利用用途をリサイクルペットボトルに限定することで、資源の半永久的な再生利用を可能とするもので、新たな石油資源の使用削減やCO<sub>2</sub>の排出抑制など持続可能な資源循環を実現し、併せて事業者の持つ幅広い経験や知見を活用した未来を担う子どもたちへの環境学習、市民意識の向上へ繋げる取組みも効果として期待できることから、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により「ペットボトル水平リサイクル事業」（以下、「本事業」という。）に関する協定締結予定者（以下、「協定予定者」という。）の選定を行い、協定を締結のうえ、協定締結者が指定するリサイクル業者（以下、「事業者」という。）に使用済みペットボトルを売却するものである。

## 2 概要

### (1) 件名

「ペットボトル水平リサイクル事業」

### (2) 協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、協定期間満了の6か月前までに、本組合又は協定締結者のいずれかから書面による協定締結解除の申出がない場合は、1年間協定の期間を延長するものとし、以降も同様とする。

### (3) 引渡し場所

#### 【計量施設】

山形広域環境事務組合 立谷川リサイクルセンター

住所 山形市大字漆山字中川原 4019-7

#### 【貯留施設】

ペットボトル選別及び減容施設

所在地 山形市大字漆山字葦窪 3455-27

### 3 取引内容

- (1) 構成市（山形市、上山市、山辺町、中山町）から廃棄された使用済みペットボトルを中間処理（選別、圧縮、梱包）したペットボトルベールの全量
- (2) 年間予定数量  
約 790 トン（R5 年度実績）
- (3) 売却量の計量方法  
引渡しの際、立谷川リサイクルセンターの計量器により空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量とパレット重量を差引いた重量をもって売却量を決定する。
- (4) ペットボトルベール品寸法等  
ア 寸法：長さ 約 65 cm 幅 約 45 cm 高さ 約 45 cm  
イ 結束材：PP バンド  
※ 運搬時の荷崩れ防止のために、ラップ巻きを希望する場合は、引取り事業者がラップ等の材料を事前に準備すること。なお、本組合においてラップ巻きを行なう範囲は、各パレットとも最上段部のみとする。  
ウ 保管状況：ペットボトル選別及び減容施設内にパレット 2 段の状態での保管  
※ 上段パレット 5 ベール×2 段 計 10 ベール  
(長さ 約 135 cm×幅 約 110 cm×高さ 約 105 cm ※パレット含)  
下段パレット 5 ベール×3 段 計 15 ベール  
(長さ 約 135 cm×幅 約 110 cm×高さ 約 145 cm ※パレット含)  
エ 品質：令和 5 年度ペットボトル分別基準適合物品質調査結果  
総合評価 ランク A 点数 100 点  
※ 容り協基準による引取り事業者による判定  
ただし、本業務で引き渡すベール品は、企画提案により、キャップ、ラベル等を含む場合がある。
- (5) 中間処理の状況について  
中間処理は、収集後に破袋、手選別を行った後、圧縮梱包機にて圧縮・梱包したものを PP バンドで結束し、ベール化。

### 4 その他の業務

- (1) 本事業に関する周知や、その他ペットボトルリサイクルに関する啓発
- (2) 構成市町住民への環境学習や市民意識向上に繋げる取組み
- (3) その他、企画提案書で提案のあった事業の実施

### 5 リサイクル水準

- (1) 日本国内においてペットボトルの水平リサイクルを実施すること。
- (2) ペットボトルベールの運搬、再生樹脂生産、ペットボトル形成、製品化に至る一連

の工程で、生活環境に悪影響を与えず、持続可能な体制で国内資源循環を図るペットボトル水平リサイクルのルートを構築すること。

- (3) 石油由来のペットボトルと比較し生産過程で排出される二酸化炭素排出量を低減すること。
- (4) 適切な製造品管理を行い、ペットボトル用途として資源循環させること。また、再商品化されたペットボトルは一定の品質が保証されていること。
- (5) 歩留まりや残渣について、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートを確保すること。

## 6 売却単価【物品売却契約（単価契約）】

本件における売却単価の積算根拠（積算方法）を明記することとし、この積算根拠により算出した売却単価が容リ協の令和6年度後期における本組合ペットボトル落札価格を上回ることを条件とする。

なお、令和7年度の売却単価は積算根拠を基に算出後、本組合と協議のうえ決定するものとし、売却金額は月毎に事業者が引き取った総量に売却単価を乗じて得た金額とする。

※ 税率変更等が生じた際は、変更後の税率とする。

※ 売却単価については、半期（4～9月、10月～3月）毎に更新するものとする。

※ 月毎の売却金額の1円未満は切り捨てるものとする。

## 7 引渡し及び積込方法

### (1) 引渡し方法及び場所

引渡し方法は、ペットボトル選別及び減容施設からの引き渡しとする。

### (2) 運搬車両

運搬車両は、事業者が調達するものとし、容易にペットボトルべール品の積込み作業ができる車両とし、立谷川リサイクルセンターの計量器で計量可能な車両に限る。

また、積込みは、本組合が積込車両（フォークリフト）にて行うものとし、運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じたうえ、過積載の防止等の関係法令を遵守すると共に、停車時には、アイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めること。

※ 立谷川リサイクルセンター計量機寸法：W3.0m×L7.5m、建屋制限高：3.8m

※ 秤量/目量 30,000 kg/10 kg

## 8 引取日時

(1) 引取日時は、立谷川リサイクルセンターと協議のうえ決定することとする。

(2) 事業者は、原則として引取予定日には必ず引取りを行うこと。ただし、搬入量の増減や天候等により取引予定日の変更を要する際は、協議により双方合意のうえ対応す

るものとする。

- (3) ペットボトル選別及び減容施設は敷地が狭く、収集車両との重複を避けるため、引き取りのための空車重量を計量する時間帯は午前9時～10時を基本とする。  
ただし、気象状況、事故等で上記時間に遅れるような場合は、別途対応とする。

## 9 売却代金の支払い

前月分の引取り量を立谷川リサイクルセンター及び事業者双方で確認後、立谷川リサイクルセンターが発行する納付書により指定期日までに支払うこと。なお、振込手数料が必要な場合は、事業者が負担するものとする。

## 10 その他

- (1) 使用済みペットボトルの引取り等に関する内容は立谷川リサイクルセンターと、それ以外のことについては、本組合施設課と協議のうえ決定すること。
- (2) 本事業の履行にあたっては、関係法令及び本組合の条例、規則、要綱、方針等に違反しないよう履行するとともに、履行上必要な関係官公庁、法人等に対する申請、届出等一切の手続を遅滞なく行うこと。また、事業遂行にあたり発生した事故及び損害等については、協定予定者及び事業者の負担とし、本組合は一切の責任を負わない。
- (3) 毎月5営業日までに、前月分の搬出量報告書を立谷川リサイクルセンターに提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本組合と協定予定者で協議のうえ定めるものとする。

## 11 事務局（問い合わせ先）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形広域環境事務組合 施設課 施設運用係  
担当：岩松、佐藤（光）  
TEL：023-641-1844  
FAX：023-641-1845  
E-mail：[yamakokn@beach.ocn.ne.jp](mailto:yamakokn@beach.ocn.ne.jp)